

令和 7 年

第 4 回教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和 7 年 3 月 2 5 日 (火)
13 時 30 分～15 時 00 分
- 2 場 所 悠美館 ハイビジョンホール
- 3 出席委員 教育長 村 松 真
教育長職務代理者 井 上 清 彦
委 員 鈴 木 瑞 穂
委 員 尾 崎 由 美 子
- 4 出席者 こども教育課長 岸 栄 樹
教育指導室長 工 藤 雅 史
社会教育課長 鈴 木 賢
教育相談専門員 森 山 仁
こども教育課課長補佐 石 山 忠 洋 (事務局)

会議次第

- 1 開 会
- 2 議事日程
 - 日程第 1 前回会議録の承認
 - 日程第 2 会議録署名委員の指名
 - 日程第 3 報告事項
 - 日程第 4 議第 11 号 尾花沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第 5 議第 12 号 尾花沢市教育委員会公印規程の一部の改正について
 - 日程第 6 議第 13 号 尾花沢市文化財キーパー設置要綱の設定について
 - 日程第 7 議第 14 号 尾花沢市スポーツ優秀賞の表彰について
 - 日程第 8 議第 15 号 令和 7 年度尾花沢市学校教育指導方針について
 - 日程第 9 議第 16 号 令和 7 年度尾花沢市社会教育・中央公民館基本方針について
 - 日程第 10 議第 17 号 令和 7 年度尾花沢市教育委員会職員人事異動内申について
 - 日程第 11 議第 18 号 尾花沢市立尾花沢小学校の校章作成について
- 3 日程第 12 その他
- 4 閉 会

会議録

1 開 会

- ・教育長

皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和7年第4回教育委員会を開会いたします。それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいりますので、暫時の間、ご協力をお願いいたします。

2 日程第1 前回会議録の承認

- ・教育長

はじめに、日程第1、「前回会議録の承認について」を審議いたします。

先にお渡ししました「前回会議録」について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(意見無し)

よろしいようですので承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。よろしくお願いします。

－ 令和7年第3回会議録署名委員による署名 －

以上で前回の会議録の承認を終了します。

3 つぎに、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、尾花沢市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により、3番井上委員、4番尾崎委員を指名いたします。よろしくお願いします。

4 各課の報告事項

- ・教育長

つぎに、日程第3、報告事項であります。各課長から報告をお願いいたします。

こども教育課長
社会教育課長

資料に基づき説明する
資料に基づき説明する

- ・教育長
以上で報告を終わりますが、ご質問はありませんか。

(質問なし)

5 議事

- ・教育長
日程第4、議第11号「尾花沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- ・子ども教育課長 説明

- ・教育長
これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

- ・井上委員
統合小学校建設課は何人になるのでしょうか。

- ・こども教育課長
専任の課長、補佐、係長及び専門員の4人体制になる予定です。

- ・教育長
他にご質問ありませんか。質疑もないようですので終結いたします。これより議第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(異議なし)

- ・教育長
ご異議なしと認めます。
議第11号は原案のとおり決しました。

- ・教育長
次に、日程第5、議第12号「尾花沢市教育委員会公印規程の一部の改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・こども教育課長 説明

- ・教育長

ご質問ございませんか。質疑もないようですので終結いたします。これより議第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なし)

- ・ 教育長
ご異議なしと認めます。
議第12号は原案のとおり決しました。
- ・ 教育長
次に、日程第6、議第13号「尾花沢市文化財キーパー設置要綱の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- ・ 社会教育課長 説明
- ・ 教育長
ご質問ございませんか。
- ・ 鈴木委員
この制度については、以前から市民が要望する声があり、ぜひ進めたい事業でございます。参考までに他の市町村では、このような事業を行っておりますか。
- ・ 社会教育課長
県内では未だ御座いません。ただ全国には先進的な事例がございますし、現在の職員体制では出来る事も限度がございます。先進事例を参考にしながらスタートしていきたいと考えております。
- ・ 鈴木委員
大学生も対象としているようですが、芸工大の文化財補修を学んでいる様な生徒を見込んでいるのでしょうか。
- ・ 社会教育課長
芸工大のみに限らず、学識経験者を中心に調整を進めている所であります。
- ・ 鈴木委員
尾花沢出身の方を想定しているのか。
- ・ 社会教育課長
尾花沢市に限定せず、広く人材を求めてまいります。
- ・ 尾崎委員

近所の代々続く家の方から、仏像や文化財を所有しているが、将来的にどのようにしていけばよいのか相談された。このような相談も社会教育課に相談すれば良いのか。

- ・ 社会教育課長
社会教育課の文化財係に相談いただければと思います。今年度も取り壊す蔵の確認を行っている。
- ・ 鈴木委員
この制度の周知はどのようなに行うのか。
- ・ 社会教育課長
ある程度、文化財に対する基本的な知識がある方を想定しておりますので、専門的な事を学んでいる学生や学識経験者を中心にお願いしていく想定しております。
- ・ 鈴木委員
蔵を取り壊す方や、文化財を所有する方への周知はどうですか。解体を担う事業者に、依頼者から文化財の処分について相談される事があるということで、相談が出来る部署があるという事を周知すればよいのではないかと。
- ・ 社会教育課
対応できる件数にも限度があるため、旧家や名家などを中心に調整していきたいと考えております。
- ・ 教育長
他にご質問ありませんか。質疑もないようですので終結いたします。これより議第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(異議なし)

- ・ 教育長
ご異議なしと認めます。
議第13号は原案のとおり決しました。
- ・ 教育長
次に、日程第7、議第14号「尾花沢市スポーツ優秀賞の表彰について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- ・ 社会教育課長 説明
- ・ 教育長

ご質問ございませんか。質疑もないようですので終結いたします。これより議第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(異議なし)

・教育長

ご異議なしと認めます。
議第14号は原案のとおり決しました。

・教育長

次に、日程第8、議第15号「令和7年度尾花沢市学校教育指導方針について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

・教育指導室長 説明

・教育長

ご質問ございませんか。

・鈴木委員

資料では、尾花沢市教育目標「幼保こ・小・中が～児童生徒の育成」となっているが、パンフでは「幼保こ・小・中が～子供の育成」となっている。

・教育指導室長

今年度より幼保こ（幼稚園・保育園・認定こども園）を含めた形になり、「児童生徒」から「子供」という表現に変わっております。（資料は訂正予定）

・尾崎委員

中学校で部活動が任意加入制となり、部活動に入っていない生徒たちが、どのように過ごしているか把握しているという事ですが、定期的に調査などは行っているのでしょうか。部活動に入っていないという事は心配な所があるのでは感じております。

・教育指導室長

部活に入っていないなくても、生活ノートで過ごし方を確認しているところです。また、下校してからの家庭での過ごし方という事で保護者との連携が重要となっております。国から任意加入の指示もあり、全国的な流れとなっております。また、自分の過ごし方は、自分で考え、自分で計画し、自分で律しながら生活する力を更に育てていくことが重要だと思っております。来年度は文化的な活動についても具体化していきますので、現在、部活動に入っていない生徒でも選択の幅が広がっていくと思われれます。

他に質問ございませんか。質疑もないようですので終結いたします。これより議第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(異議なし)

- ・教育長
ご異議なしと認めます。
議第15号は原案のとおり決しました。

- ・教育長
次に、日程第9、議第16号「令和7年度尾花沢市社会教育・中央公民館基本方針について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・社会教育課長 説明

- ・教育長
ご質問ございませんか。質疑もないようですので終結いたします。これより議第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(異議なし)

- ・教育長
ご異議なしと認めます。
議第16号は原案のとおり決しました。

- ・教育長
次に、日程第10、議第17号「令和7年度尾花沢市教育委員会職員人事異動内申について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- ・こども教育課長 説明

- ・井上委員
三月内示の際に配置の決まっていなかった講師などの状況は如何でしょうか。

- ・教育指導室長
大方決まっている状況です。

- ・教育長
その他にご質問ございませんか。質疑もないようですので終結いたします。これより議第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(異議なし)

- ・教育長
ご異議なしと認めます。
議第17号は原案のとおり決しました。
- ・教育長
次に、日程第11、議第18号「尾花沢市立尾花沢小学校の校章作成について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- ・こども教育課長 説明
- ・井上委員
校章の決定までのスケジュールはどのようになっておりますか。
- ・こども教育課長
募集の期間ですが、5月1日から8月の末までとなっております。子供たちの夏休み期間に配慮した期間設定となっております。その後、標章登録関係の確認、令和7年度内に総合教育会議において校章を決定する予定となっております。
- ・教育長
他にご質問ございませんか。質疑もないようですので終結いたします。これより議第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(異議なし)

- ・教育長
ご異議なしと認めます。
議第18号は原案のとおり決しました。

以上で、本会に附議されました議案の審議が終了しました。

- 6 その他
続いて、日程第12 「その他」でございますが、何かありません

か。

各課からの連絡事項等

・ こども教育課長

令和7年度 教育委員会日程表

尾花沢市立 尾花沢小学校の校歌の作成について

・ 教育相談員

教育相談活動について（年間報告）

スマイルホーム利用状況 報告

事故報告

・ 教育指導室長

輝け!おばねっ子

・ 社会教育課長

生涯学習登録団体

・ 教育長

みなさんご質問、その他ご意見ございませんか。

・ 教育長

他に御意見や質問などありませんか。無い様でしたら、これで令和7年第4回教育委員会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

15時00分閉会

会議録署名委員

3番 _____

4番 _____